

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成28年12月31日 13時15分ごろ
発生場所	京浜港東京第3区内買ふ頭X5岸壁 東京中央防波堤西灯台から真方位024° 1,720m付近 (概位 北緯35° 36.4′ 東経139° 47.9′)
事故の概要	ロールオン・ロールオフ貨物船ひまわり1は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成29年2月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ロールオン・ロールオフ貨物船ひまわり1、7,323トン
船舶番号、船舶所有者等	136994、日本通運株式会社、日本海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に凹損 岸壁 コンクリート部に擦過傷、防舷材に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか14人が乗り組み、京浜港東京第3区内買ふ頭X5岸壁（以下「X5岸壁」という。）の前面水域において、左舷着けしようとしてタグボートに右舷船尾を押させ、バウスラストを使用して右舵を取り、可変ピッチプロペラの翼角を前進3°として右回頭を始めた。</p> <p>船長は、ほぼ右回頭を終え、タグボートにタグラインを取った状態で待機させ、着岸予定位置まで約10m前進して本船の前後の位置の調整を行い、X5岸壁までの距離が約15mとなった頃、船尾配置の航海士から着岸速度が速いとの報告を受けるとともに、右回頭し過ぎたことに気付いた。</p> <p>船長は、船尾の着岸速度を減じようとして翼角を前進3°のまま左舵一杯（70°）としたものの、舵効を得ることができずに左舷船尾部がX5岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、舵及び主機の操作のみで船尾の着岸速度を減じることができると思い、バウスラスト及び主機を使用せず、タグボートに右舷船尾を引くように指示をしなかった。</p>
分析	本船は、着岸作業中、左舷着けの予定でバウスラスト、主機及び舵並びに右舷船尾に配したタグボートを使用して右回頭し、船尾がX5岸壁に接近する状況となった際、船長が、舵及び主機を使用して船尾

	<p>の接近を抑えようとしたものの、タグボートを使用しなかったことから、船尾の着岸速度を制御できず、左舷船尾部がX5岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、着岸作業中、左舷着けの予定でバウスラスト、主機及び舵並びに右舷船尾に配したタグボートを使用して右回頭し、船尾がX5岸壁に接近する状況となった際、船長が、舵及び主機を使用して船尾の接近を抑えようとしたものの、タグボートを使用しなかったため、船尾の着岸速度を制御できず、左舷船尾部がX5岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じてタグボートを使用すること。